

議員提出議案第2号

守口市旅費支給条例の一部を改正する条例案

守口市旅費支給条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和4年6月16日提出

守口市議会議員	梅	村	正	明
同	坂	元	正	幸
同	土	江	俊	幸
同	嶋	田	英	史

記

守口市旅費支給条例の一部を改正する条例案

守口市旅費支給条例（昭和42年守口市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条から第5条まで 略</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>日当及び宿泊料とする。</u></p> <p>2から5 略</p> <p><u>6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当りの定額により支給する。</u></p> <p><u>7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。</u></p> <p>第7条及び第8条 略</p> <p>第9条 <u>1日の旅行において、日当又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。</u></p> <p>第10条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、<u>身分の変更</u>のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の</p>	<p>第1条から第5条まで 略</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び<u>宿泊料とする。</u></p> <p>2から5 略</p> <p><u>6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額を上限として実額を支給する。</u></p> <p>第7条及び第8条 略</p> <p>第9条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計</p>

分に区分して計算する。

(鉄道賃)

第11条 鉄道賃の額は、旅客運賃、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

2 及び3 略

(船賃)

第12条 船賃の額は、旅客運賃及び特別船室料金による。

2 運賃に等級を設ける船舶による旅行の場合には、1等旅客運賃を支給する。

第13条 略

第14条 略

第15条 日当の額は、別表の定額による。

2 鉄道60キロメートル未満、水路25キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は災害その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項に規定する定額の2分の1に相当する額による。

(宿泊料)

第16条 宿泊料の額は、別表の定額による。

2 略

算する。

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃の額は、旅客運賃、急行料金及び座席指定料金による。

2 及び3 略

(船賃)

第11条 船賃の額は、旅客運賃による。

2 運賃に等級を設ける船舶による旅行の場合には、2等旅客運賃を支給する。

第12条 略

第13条 略

(宿泊料)

第14条 宿泊料の額は、14,000円を上限として、現に支払った宿泊料とする。

2 略

第17条 略

第18条 略

(遺族の旅費)

第19条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費とする。

2 略

第20条 略

第21条 略

第22条 略

附 則

1 及び 2 略

3 第11条第1項に規定する特別車両料金及び第12条第1項に規定する特別船室料金は、当分の間、支給しない。ただし、市長、副市長、水道事業管理者、教育長、市議会議員、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員、農業委員会委員及びこれに準ずる者（これらの者に随行して旅行する者を含む。）が、鉄道旅行で片道300キロメートル以上の日帰り旅行を行うときは、この限りでない。

4 第15条に規定する日当については、兵庫県、奈良県、和歌

第15条 略

第16条 略

(遺族の旅費)

第17条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、死亡地から旧在勤地までの往復に要する旅費とする。

2 略

第18条 略

第19条 略

第20条 略

附 則

1 及び 2 略

山県、滋賀県、京都府及び大阪府の地域への日帰り出張に限り、当分の間、支給しない。

5 略

6 略

別表（第15条・第16条関係）

<u>区分</u>	<u>日当（1日につき）</u>	<u>宿泊料（1夜につき）</u>
<u>市長・副市長・水道事業管理者・教育長・市議会議員・教育委員会委員・選挙管理委員会委員・公平委員会委員・監査委員・農業委員会委員及びこれに準ずる者</u>	<u>3,000円</u>	<u>16,000円</u>
<u>部長・次長・課長及びこれに準ずる者</u>	<u>2,400円</u>	<u>15,000円</u>
<u>その他の者</u>	<u>1,900円</u>	<u>14,000円</u>

備考 上司に随行して旅行する必要がある場合には、本表の規定にかかわらず、上司と同一の旅費額を支給する。

3 略

4 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の守口市旅費支給条例の規定は、公布の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以

後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。